

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出
霧島市長 中重真一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(霧島市職員定数条例の一部改正)

第1条 霧島市職員定数条例（平成17年霧島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用される者」の次に「（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」を加える。

(公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への霧島市職員の派遣等に関する条例（平成17年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年霧島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(霧島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 霧島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成17年霧島市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(霧島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 霧島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年霧島市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第 号）第26条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 霧島市職員の育児休業等に関する条例(平成17年霧島市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をい

う。以下同じ。) が 1 歳 6 か月に達する日 (以下「1 歳 6 か月到達日」という。) (第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日) までに、その任期 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの) が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員 (その養育する子が 1 歳に達する日 (以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 3 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合 (当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が 1 歳 2 か月に達する日 (当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数 (当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数 (当該子の出生の日以後当該非常勤

職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児

休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において

同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「第67条の規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を加え、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第21条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表選挙事務従事者(開票事務従事者を除く。)の項、開票事務従事者の項、高等学校講師(非常勤)の項、家庭児童相談員の項、国際交流員の項、英語指導助手の項及び人権啓発センター館長の項を削る。

(霧島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 霧島市職員の給与に関する条例(平成17年霧島市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用技能労務職員の給与)

第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第 号)の規定を準用する。

(霧島市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 霧島市職員等の旅費に関する条例(平成17年霧島市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「常勤の職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(霧島市交通安全専門指導員条例の一部改正)

第12条 霧島市交通安全専門指導員条例(平成17年霧島市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1年」を「その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める。

第5条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

(霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年霧島市条例第284号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年霧島市条例第 号)の規定を準用する。

(霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年霧島市条例第300号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。